

9 . 河川管理の現状

9 - 1 河川管理施設

本明川の河川管理施設は、昭和 32 年諫早大水害直後に築造された施設が多く、コンクリート劣化等に伴う老朽化が見受けられ、定期的な巡視・点検を実施し、必要に応じて維持修繕・応急対策等の維持管理を行っている。

表 9 - 1 直轄管理区間堤防整備状況

直轄管理区 間延長 (km)	施行令 2条7号 区間延長 (km)	堤防延長(km)				計
		定規断面 堤防	暫定	暫々定	不必要 区間	
11.4	0.4	7.9	15.2	0	0.1	23.2
比率(%)		34.1	65.5	0	0.4	100.0

平成 10 年現在

表 9 - 2 直轄管理区間水閘門等河川管理施設整備状況

堰	床止	排水機場	樋門樋管等	陸閘	計
0	1	2	61	28	92

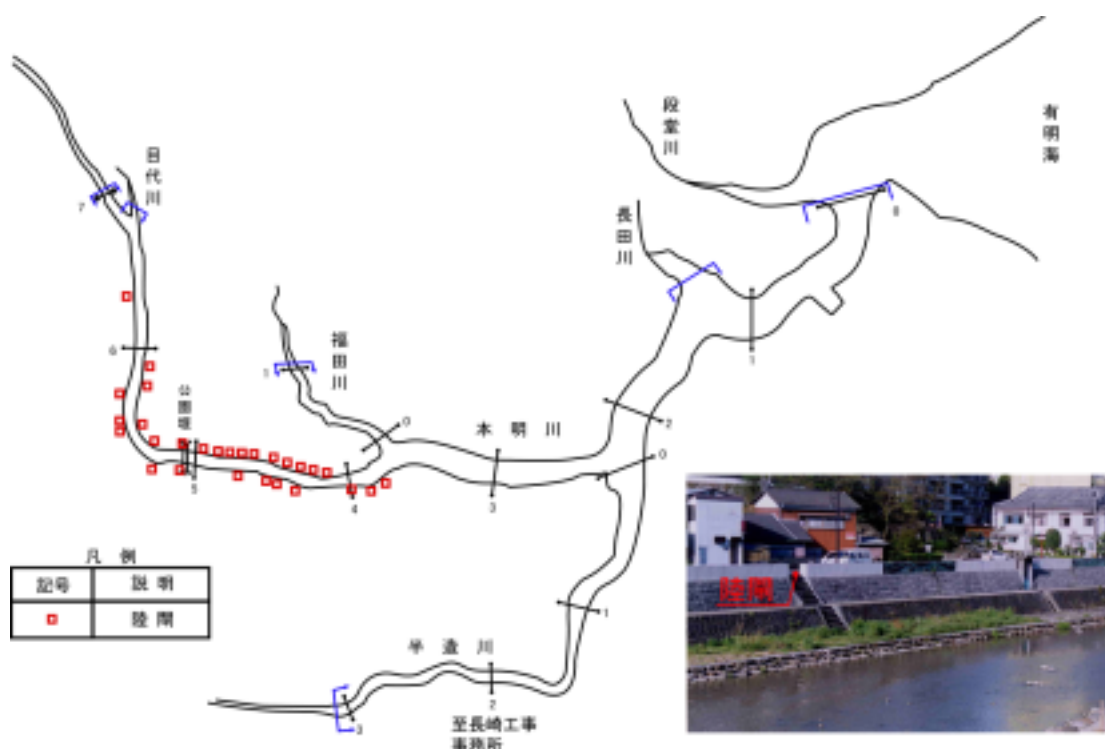


図9-1 本明川水系直轄管理区間陸閘位置図

9 - 2 河道内植生

本明川の河川区間区域内の植生については、植生の有する治水機能・環境機能を十分に考慮して、定期的に調査・点検を行い、適切に管理している。特に、本明川及び半造川の下流域にみられるヨシ群落は、鳥類の営巣・生息の場となっていることから、治水と環境の調和を図る方向にて管理している。

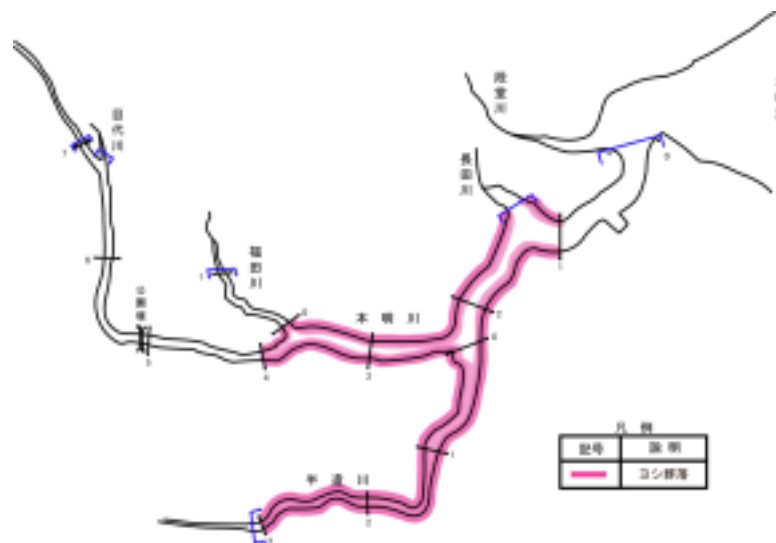


図9 - 2 ヨシ群落位置図



写真9 - 1 ヨシ繁茂状況図

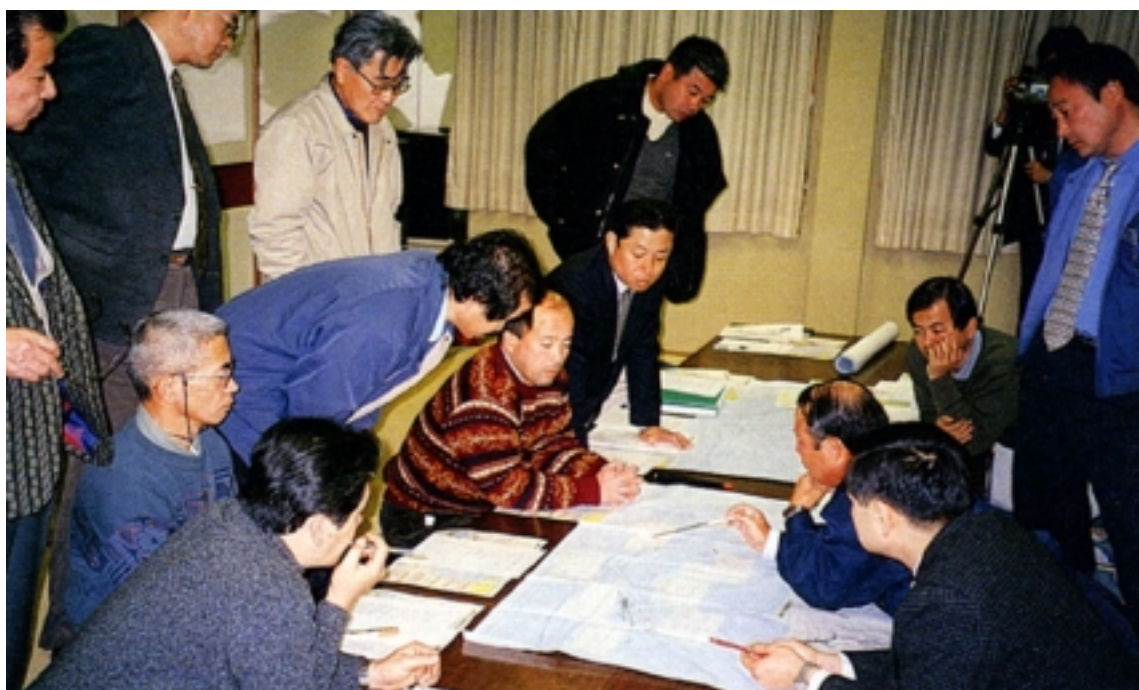
9 - 3 地域との連携

本明川は諫早市街地を貫流し、諫早市民のいこいの場として愛されており、地元住民の本明川に対する想いは川まつり等に代表される各種イベントを通じて大きく、かつ市街部における貴重な水と緑のオープンスペースとして地域住民のニーズが高い状況にある。

このため、平成 7 年より、この地域住民のニーズを聴取する媒体として「本明川オピニオン懇談会」(地域住民の有志約 20 名から構成)が活動しており、現在、今後の川づくりのあり方等について地域住民との積極的な連携を深めている。

また、本明川沿川の小学校等の児童を対象とした河川環境学習の場として、平成 8 年度、仲沖地区と天満・永昌地区が「水辺の楽校」の指定を受けている。

このように本明川では河川に関する情報を、流域住民に幅広く提供すること等により、河川と流域住民とのつながりや流域連携の促進及び支援、河川愛護思想の定着と啓発、住民参加による河川管理を推進している。



本明川 オピニオン懇談会

9 - 4 水防体制

1) 河川情報の概要

本明川では、流域内に雨量観測所（5箇所）、水位観測所（4箇所）を設置し、テレメータ等により迅速に情報収集するとともに、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、諫早市民の水防活動に活用されている。

また、これらの情報を重要な防災情報として、（財）河川情報センターを通じて長崎県や諫早市等に提供している。

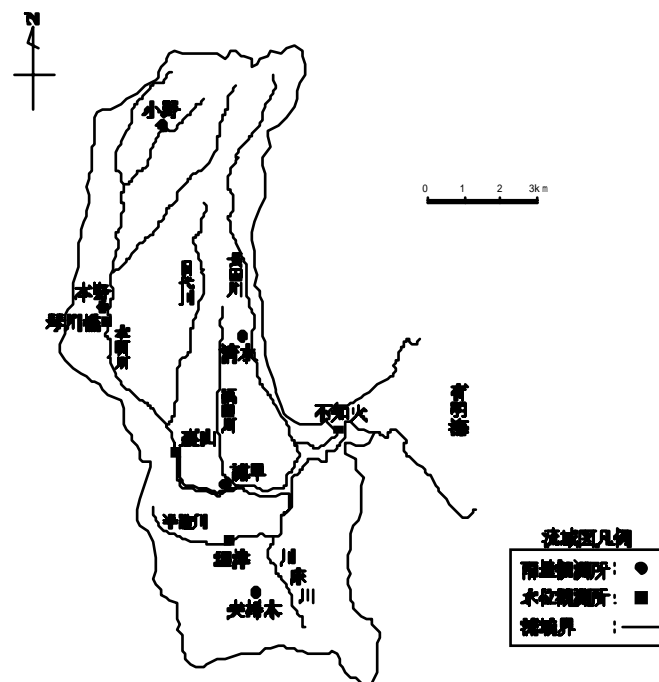


図 9 - 3 雨量・水位観測所位置図

2) 水防警報の概要

本明川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、裏山（諫早市天満町）、埋津（諫早市下船越名）の水位観測所の水位をもとに水防管理団体（諫早市）に対し、河川の巡視や災害の発生防止のための水防活動が迅速、的確に行われるように水防警報を発令している。

3) 洪水予報河川の指定

本明川では、平成 12 年 4 月より水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条に基づき、洪水予報指定河川となり、气象台と共同で「洪水予報」を発表するようになっている。これに合わせて、洪水予報システムの改良を行い、警戒水位、指定水位の見直しを行うとともに、洪水による被害発生の恐れのある「危険水位」を新たに設定している。

4) 洪水危機管理の取り組み

洪水危機管理において、平常時から危機管理に対する意識の形成を図るとともに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水実績や洪水氾濫危険区域図を公表するとともに水防計画・避難計画の策定の支援、土地利用計画との調整を関係機関や地域住民等と連携して推進している。

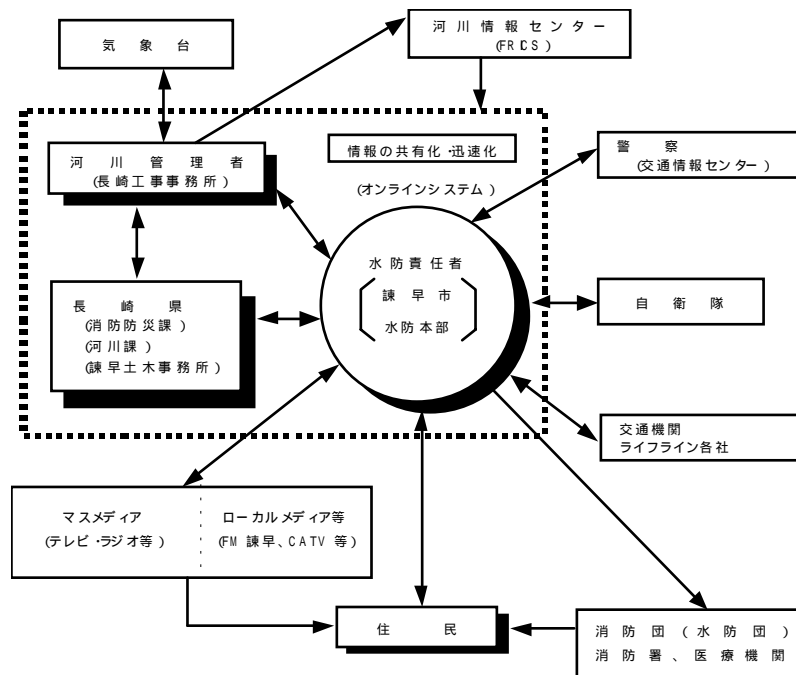


図9 - 4 本明川洪水危機管理における情報ネットワーク図

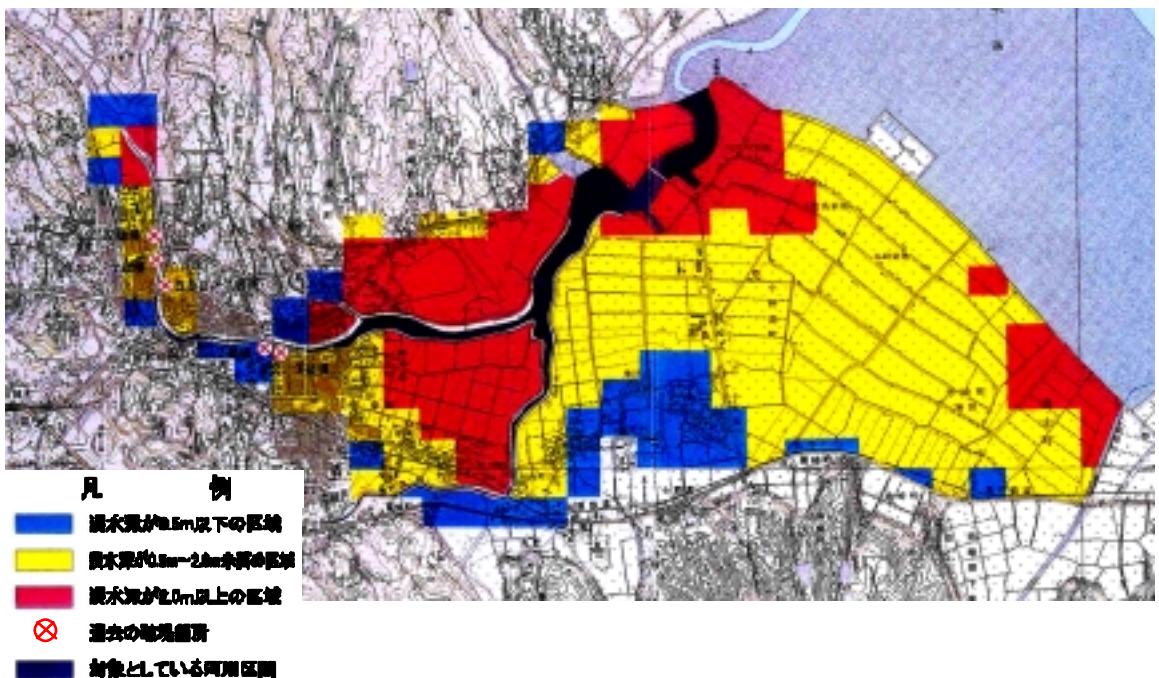


図9 - 5 本明川洪水氾濫危険区域図